

農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項

昭和40年 9月10日付40-13

最終改正 令和8年4月7日付7農振第2173号

各地方農政局農村振興部長
沖縄総合事務局農林水産部長 殿
北海道農政部長

農村振興局整備部長

第1 一般的事項

(農地の解釈)

1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)(以下「法」という。)第2条に規定する「農地」とは、耕作の用に供される土地をいい、土地台帳地目によって区分するものではなく、その土地の現況によって区分するものとし、その取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 現に耕作している土地(肥培管理を行っている土地をいう。)であって、水田及び畑地のほか果樹園、飼料作物栽培地、苗圃、わさび田、はす田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畑等(以下「特殊田畑」という。)を含むものとし、実験農場、採草地、放牧地、耕作許可のない河川敷地内の耕地、地目転用予定の農地及び宅地内の家庭菜園は、農地として取扱わないものとする。

(2) 水田及び畑地(特殊田畑を除く。)にあつては、耕作しようとするればいつでも耕作し得る状態にある土地で、次に掲げるものは農地とみなす。

ア 土地改良事業、融資事業等により新規造成された農地

イ 輪作地帯における休耕地(休耕中に地力を増進する目的で、はんの木等を植えた土地を含む。)

この場合、耕作し得る状態とは、耕土、心土及び盤土の合計の厚さ(「土層の厚さ」といい、盤土は作物の根が伸長し得る程度の礫層は含むものとし、底岩又は盤層に達するまでの厚さをいう。短径が50センチメートル以上の転石が80パーセント以上を占める礫層は、底岩又は盤層とみなす。)が40センチメートル以上ある場合をいう。

(3) 農地法(昭和27年法律第229号)第43条第1項により農地法が適用される農地については復旧の対象とする。

但し、コンクリート等で覆われる前の農地(土)の状態までを復旧対象とし、農作物栽培高度化施設の一部である当該施設の底面コンクリート等は復旧の対象外とする。

(一箇所工事の取扱い)

2 法第2条第8項に規定する「1の施設について災害にかかった箇所が150メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事又は二以上の施設にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの」に該当するものは、次に掲げるものとする。なお、「間隔」とは、最短距離(水平距離)である。

(1) 一の施設としてまとまっている頭首工、ため池、用排水機場等

(2) 用水路にあっては、一の分土工（取水工を含む。）から次の分土工に至るまでにおいて被害にかかった箇所が 150 メートルを超える間隔で連続している場合。なお、この場合の分土工には、幹線用水路等にあるほ場分水口（単に 1 筆程度の分水を目的とするもの）程度のもので用水路の機能に影響しない分水口は含まれないものとする。

（農地の流入土砂等の平均の厚さ）

3 法第 5 条第 6 号及び第 7 号に規定する農地における流入土砂又は流失耕土の「平均の厚さ」とは、申請 1 箇所当たり山側・中間部・河川側、又は上流部・中間部・下流部などの 3 点（申請 1 箇所当たり面積が 1 アール未満の場合は中間部のみ 1 点）の試掘を行い算術平均により求めるか、又は水田のように被災前の状態が水平であったものについては、水準儀による高低測量によって平均の厚さを求めるものとする。なお、UAV により算定した堆積量を堆積面積で除した値を平均の厚さとしても差し支えない。

（農道の幅員）

4 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号）（以下「令」という。）第 9 条第 5 号に規定する農道の「有効幅員」とは、全幅員をいい、農道橋にあっては高欄の内幅とし、高欄のない農道橋にあっては地覆木の内幅とする。

（復旧すべき農地面積及び復旧限度額）

5 令第 9 条第 6 号に規定する「災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額」を算定する場合の復旧すべき農地面積の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 復旧限度額の算定にあって使用する復旧すべき農地面積の解釈については、平坦地における畑地にあっては復旧実面積とし、水田にあっては被災した畦畔の用水貯留機能を考慮して、その畦畔の支配する筆（登記上の筆でなく実際の筆）の面積を含むものとする。また階段状の農地の場合には、その畦畔の農地保全機能を考慮し、畑地にあっては、復旧実面積及び被災畦畔と地盤との交線を基準として上方及び横方向に引いた安息角線と農地面との交線によって囲まれた農地面積のほか、営農機械の運行に伴う農地の安定等を考慮して定めた平行限界線と横限界線によって囲まれた部分の残余の面積を含むものとし水田にあっては、復旧実面積及び畑地の場合と同様に引いた安息角線と農地面との交線によって囲まれた農地面積のほか、安息角線と交叉する農地の畦畔が支配する筆の残余の面積を含むものとする。

なお、階段状の農地とは、平坦地の通常の高差以上の高低差のある農地をいい、その段差が畦畔線に対していずれの方向にあるかは問わない。また下段が農地でなく、排水路、宅地等であっても階段状の農地に変わりはない。

(2) 工事費の限界は、箇所を対象とするものであって、一筆ごとに適用するものではない。また、復旧限度額を超えて復旧する場合においては、その超える金額を自己負担することを条件として限度額までを補助の対象とする。

(3) 安息角 θ については 30° を基本とするが、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）により指定された都道府県については 15° とする。ただし、現地が特殊土壌であることを査定時に資料で説明すること。

（個人所有に係る農地（畦畔）、農業用施設の取扱い）

6 個人所有に係る農地（畦畔）、農業用施設の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人所有の農地の畦畔、又は農業用施設であっても実質的に農地保全施設又は農道等公共用施設の効用を果しているものについては、公共的団体の財産として移転登記することを条件として、農業用施設として処理することができる。
- (2) 農地の区画変更を行う場合若しくは土砂の流失、埋没等が著しいため農地の効用回復を行う場合におけるその復旧区域内の用排水路、農道（索道、軌道等運搬施設を含む。）等又は地すべり農地の復旧に当たって設ける承水工、排水工、土止工等の施設のうち、個人所有の農地の利用保全に係る施設は、農地として処理するものとする。

（うち未成及びうち転属）

7 農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号）（以下「要領」という。）第6に規定する、うち未成額及びうち転属額として控除すべき額は、当該工事に係る当初決定工事費（事業計画の変更について農林水産大臣に協議し、その同意を得たものについては、変更後の金額とする。）の額から新たな災害の発生時における既施行工事の出来高金額を控除したものとする。この場合、うち未成額及びうち転属額として控除する額を事業計画の変更後の金額とする場合は、年災別、箇所別に当初決定工事に対する増減額を明確にし、査定終了後財務省に連絡するものとする。

（合併事業費の変更）

8 他の事業（災害関連事業を含む。）と合併施行の事業に、当初の設計を変更する事業が生じた場合には、災害復旧部分であることを確認の上、その変更増減額を認めるものとする。ただし、災害復旧事業と他の事業との負担区分が明確に区分できない場合は、その増減額を負担区分決定時点の割合で按分することができる。

（位置変更後の原施設の増破）

9 原位置復旧に代えて他の位置に復旧（井堰等の統合の場合を含む。）を決定（災害復旧事業費及び災害関連事業費の決定をいう。）した後生じた災害の復旧事業費についての取扱いは次によるものとする。

ア 他の位置で復旧する施設（以下「代替施設」という。）が完了するまでに必要な最小限度の機能維持のための復旧費は、災害復旧事業費とする。

イ 増破災害に係る災害復旧事業費は、代替施設の災害復旧事業費には算入しない。

（都市計画区域内の取扱い）

10 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画区域における農地農業用施設災害復旧事業費の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 都市計画法により都市計画事業を施行することが認可された事業地域内の農地及びその農地の利用または保全上必要な施設の災害復旧事業は、原則として実施しない。
- (2) 都市計画法による都市計画施設の区域及び市街化区域にある農地及びその農地の利用または保全上必要な施設の災害復旧事業は、当該区域における都市計画事業の実施、市街化の動向等を勘案して工事の廃止、縮小または復旧工法の検討（暫定工法にとどめる等）を行うものとする。

第2 個別事項

(農地の被災)

- 1 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1130号）（以下「要綱」という。）第14の1の（1）に規定する「被災した農地」とは、法第2条第5項にいう「災害」を受けその復旧に要する工事費が40万円以上の場合をいい、「被災した農地を含む地域が湛水し」とは、前記の被災した農地を含む一連の農地に湛水した場合をいう。

この場合において、要綱第14の1の（1）に規定する「工事」の費用については、令第9条第6号の規定は適用しない。

(農地の区画変更)

- 2 要領第19の1の（2）の規定により農地の区画を変更して採択する場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 一般条件

農地が広範囲にわたって被災し、原区画で復旧することが著しく不適當な場合において、被災した農地の区画を変更して施行することにより未被災農地の区画を含めて一連の効用が増大する場合とする。

(2) 復旧面積

復旧面積は、原則として被災前の田畑別の実面積を限度とするが、区画変更によって耕地面積の増大した場合には、その増大分に見合う復旧費は国庫補助の対象としない。この場合の増大分に見合う復旧費は、区画変更を行った農地の総面積を基礎とした1アール当たり平均復旧費により算出するものとする。また、被災前の農地の実面積が不明な場合は、台帳面積によるものとする。

(3) 区画の形状及び大きさ

区画の形状及び大きさについては、関係被災農家の経営規模、営農方式、立地条件、隣接する残存施設、被災後の状況等を勘案し程度超過とならないよう決定するものとする。

(4) 水路

水路はできるだけその支配面積が大きくなるよう考慮するとともに地区外連絡部分は自然に取付く必要最小限度とする。なお、当該地区に係る用水量は原則として変更しないものとする。

(5) 農道

農道は、その本数、延長を必要最小限度とするためできるだけ支配面積は大きく、かつ、屈曲が少なくなるよう決定する。

復旧農道の面積は、被災前の農道面積（幅員1.2メートル以上）を限度とする。ただし畦畔面積（耕作道を兼ねる畦畔を含む。）の減少に見合う復旧農道の増加は差支えないが、この場合農地として処理する。

また、路面と田面との高差は60センチメートル程度、土止工は空石積程度とし、路面舗装は砂利舗装として厚さは必要最小限度とする。

(6) 周辺残存施設との取付け

原則として地区外での連絡は行わないものとするが、やむを得ず地区外で連絡する場合は、当該施設の利用上支障を来たさない程度の最短距離とするとともに地区外の施設の機能に影響を与えることとならないよう決定するものとする。

(7) 災害復旧事業計画概要書等の作成

農地及び農業用施設の被災について、原形等が調査不可能な場合には、全損扱いとして災害復旧事業計画概要書等を作成することができる。なお、原形等が調査不可能な場合とは、農地等が流失、崩壊、埋没等著しく地形、地ぼう等が変化し、農林水産省農村振興局と財務省主計局の協議を経たものとする。

(代替開墾)

- 3 要領第 19 の 1 の (1) により代替開墾を行うこととして採択する場合の取扱いは次の各号に定めるところによる。
- (1) 代替地の土地購入に要する費用は、国庫補助の対象としない。
 - (2) 代替開墾を行うことができるのは、当該工事（必要最小限度の農業用施設を含む。）に要する費用の額が旧の農地及び旧の農業用施設の復旧費の合計額以下の場合とする。
 - (3) 代替地における農地の復旧費は、旧の農地における農地復旧費の範囲内とする。
 - (4) 代替地における農業用施設に要する事業費については、旧の農業用施設の復旧費の範囲内とし、超過分については農地として取扱う。
 - (5) 代替開墾を行うこととして放棄した旧の農地及び農業用施設は、以後、災害復旧事業の対象としない。

(牧草地の取扱い)

- 4 草地造成事業等により造成され現に肥培管理（年 1 回以上施肥又は追播）を行っている牧草地の災害復旧事業は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 牧草地（農地）の災害復旧事業にあつては、1 団地の面積がおおむね 0.5 ヘクタール以上に係るものとする。
 - (2) 牧草地の利用又は保全に係る施設（牧道、用排水路等農業用施設）の災害復旧事業にあつては、1 団地の面積がおおむね 3 ヘクタール以上に係るものとする。ただし、都道府県、市町村等が管理している場合に限り、農地（受益戸数 1 戸）として処理するものとする。

(防除・飲雑用水施設の取扱い)

- 5 家畜の飲雑用水及び果樹蔬菜等の防除用水を確保するために必要な取水施設、導水施設、貯水槽、給配水施設等で常時又は干天時において、かんがいの機能を併せ有する施設（防除用水にあつては、貯水槽の容量が 1 ヘクタール当たり 3 立方メートル以上、飲雑用水にあつては、取水能力が 1 日当たり 3 立方メートル以上）であり取水施設から給配水施設まで一連の組織機能をもつ施設に係る災害復旧事業の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

ただし、法第 2 条第 4 項に規定する共同利用施設の適用を受けるものは適用除外とする。なお、災害復旧事業の採択は、要綱第 1 の 2 の工種区分によるものとする。

(1) 防除用水施設

1 団地の面積が、おおむね 1 ヘクタール以上の施設に係るものを対象とし、農業用施設として処理するものとする。

(2) 飲雑用水施設

1 団地の牧草地の面積が、おおむね 3 ヘクタール以上の施設に係るものを対象とし、農業用施設として処理するものとする。

ただし、都道府県営事業・市町村営事業等により設置された施設で都道府県・市町村等が管理するものについては、受益戸数を 1 戸とし、農地として処理するものとする。

る。

なお、同一施設を利用している他種用水（工業用水・上水道等）に見合う分は補助の対象としない。

（水路の効用回復の取扱い）

6 要領第 13 の（１）により採択する場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（１）「水路断面」とは、通水許容断面（設計水深に余裕高を加えたもの。）とする。

（２）排水路において、水路断面に 100%以上の土砂が堆積した場合の掘削土量は、水路断面内についてはその 70%とし、水路断面を超える部分については、掘削必要土量の 100%を対象とする。ただし、実施に際しては、工事着手時の堆積状況により効用回復に必要な土量を対象として差支えない。

（３）排水路断面の 3 割以上が埋塞し、応急工事で掘削した場合は、掘削必要土量の 100%を対象とする。

（排水機場の排水能力の取扱い）

7 排水機場が被災し、新たなポンプにより復旧する場合は、造成当時の確率年に対し、近年の降雨を考慮して算定した排水能力で復旧することができる。ただし、部品交換等の修繕により復旧できる場合を除く。

第 3 共通事項

（一定計画）

1 一定計画で施行する災害復旧事業の取扱いについて、要領第 15 の（２）のウの

（イ）の V 及び（２）のエの（オ）の規定により、排水路又は海岸について被災箇所を含む区間全体にわたり一定計画で施行する災害復旧事業（以下「一定災」という。）を採択する場合は、当該区間全体にわたって一連の機能を発揮することができるものであり、かつ、上下流又は隣接部に悪影響を及ぼさないものであることとするほか、次の各号によるものとする。

（１）上記の場合「被災箇所を含む区間」とは、相当の延長のある施設で機能、効果が同一である区間を単位とするものとし、その取扱いは、次の例によるものとする。

ア 排水路にあっては、原則として被災した排水路の計画流量等に合わせて統一的に考慮すべき区間（幹線、支線等）とする。

イ 海岸にあっては、相当の延長がある集団農地を含む背後地を完全に防護できる区間とする。

（２）一定災で復旧できる場合の条件として「欠壊した区間の延長が未被災区間を含めた一定計画で復旧する必要のある区間の延長の 8 割程度以上の場合」の規制については、原則として 8 割以上とするが、特に経済効果等が大であって一定計画による復旧の必要を認められるものについては、若干これを下廻っても差支えない。

（巻堤工又は水たたき工の採択）

2 要領第 15 の（２）のウの（イ）及び（２）のエの（カ）において、被災箇所を新たに巻堤工又は水たたき工で採択する場合の取扱いは、次によるものとする。

（１）明らかに越水又は越波により被災したもので、背後地に被害を与えている場合に限ること。

(2) 被災箇所の前後、上下流の既存施設と技術的に調和のとれる工法であること。

(主要道又は公共的施設に通ずるものの解釈)

- 3 要領第 15 の (2) のオの (エ) 及び (オ) にいう「国道又は主要地方道」又は「公共的施設」に「通じているもの」とは当該農道が国道又は主要地方道若しくは公共的施設に通ずる道路として当該部落の住民の大部分が利用しているものであり、上下流に適当な回路がない場合のものとする。

(永久橋(全橋)の採択)

- 4 要領第 15 の (2) のオの (オ) にいう木橋又は一部が木橋の木造部分の延長の 3 分の 2 以上被災し、残存部分との取付けが不適当な場合において当該被災部分のみを永久構造とする場合とは、当該木橋又は木造部分の延長(河川の流心部又は水衝部に係る木造部分が被災した場合にあっては、当該流心部又は水衝部のみに係る延長)が、原則として 70 メートル未満の場合は延長の 3 分の 2 以上、70 メートル以上 110 メートル未満の場合は延長の 4 分の 3 以上、110 メートル以上の場合は延長の 5 分の 4 以上被災した場合において、次のア又はイの 1 に該当する場合をいう。
- ア 当該被災部分を永久構造とすることによって橋面高を変更することとなるため、未被災部分との取付けが著しく不整合となる場合
- イ 残存部の河状が変動し、又は残存部の下部構造が被災したため残存部を補強し、又は復旧する必要がある場合において、被災部分のみを永久構造として復旧することが著しく不適当な場合

(他事業計画区域内の災害)

- 5 要領第 3 に規定する他の事業の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。
- (1) 他の事業の計画に包含される在来施設が被災した場合の取扱い
- ア 他の事業の予算が確定している場合には、当該年度の工事が着工するまでに必要な最小限度の工法によるものとする。ただし、他の事業の工事施行中の手もどりとなるものについては、すべて災害復旧事業の対象としない。
- イ 他の事業の計画区域であっても在来施設を利用することとして他の事業計画が樹立されている場合においては、当該在来施設の復旧工事は災害復旧事業として採択する。
- ウ 在来施設が被災し、その復旧に当たって他の事業の計画の一部に併せて復旧し、将来その復旧施設を利用して他の事業を施行することができる場合には、当該在来施設の復旧工事は、災害復旧事業として採択することができる。
- エ 当該被災施設を原形に復旧した場合に、将来他の事業の計画によってこれを撤去しなければならなくなる場合又は利用できなくなる場合は、施行予定年度を勘案して、当該事業に係る工事が実施されるまでに必要な最小限度の工法で採択する。
- オ 他の事業の計画区域内の在来施設を含む施設の被災が激甚で、地形、地盤等の変動が甚しく、他の事業の計画を根本的に変更して施行する必要性を生じた場合において、他の事業を中止し、又は廃止して災害復旧事業として実施することができる。
- (2) 他の事業により一部がしゅん工し、農業用施設としての機能を発揮している施設が被災した場合の取扱い
- ア 災害復旧事業として採択できるのは、しゅん工部分についてしゅん工検査を完了

しているものに限る。

イ 1期工事及び2期工事又は1号工事及び2号工事等と工事期別等が区分されているものについては、各期別の予定工事量が完了している場合は、当該完了工事を限度として採択する。

ウ 完成した断面が暫定断面であっても基幹的な部分が完成し、通常の状態のもとにおいて農業用施設として予定された機能を発揮している場合（計画高水位まで完成した水路護岸等）は、当該完成断面を限度として採択することができる。

（接続施設の工法と合わせる復旧）

- 6 要領第15の（2）のウの（イ）の（Ⅶ）、（2）のエの（キ）及び（2）のオの（キ）の規定により、被災施設をこれに接続する一連の施設の位置、規模、構造等に合わせた復旧する場合は被災施設の前後又は上下流の接続施設が改修済み（接続施設が天然の河岸又は海岸であって、改修済みの施設と同等以上の効用を有している場合を含む。以下本項中において同じ。）であり、当該改修済みの施設の位置、規模、構造等に合わせた一連の施設の効用が増大される場合とし、その取扱いは次の各号に定めるところによる。
- （1）当該被災施設の前後又は上下流の接続施設が、いずれも改修済みである場合は採択できる。ただし、前後又は上下流によって接続施設の規模、構造等が異なる場合は、いずれか低水準の施設を基準として工法を決定する。
- （2）当該被災施設に接続する施設のいずれか一方の施設が改修済みである場合であっても、当該改修済みの施設の位置、規模、構造等に合わせた復旧することによって、当該被災施設を含む一連の施設の効用が増大される場合は採択できる。

（増破等の取扱い）

- 7 新たな被災部分を復旧する費用が40万円未満の場合、令第3条第2項の規定により処理するものとし、その他の場合は要綱第16の規定により処理する。

（路面の埋没の取扱い）

- 8 路面が崩土以外の土砂により埋没した場合の取扱いは、要綱第2の5の（2）に準じ、車馬の交通に著しい妨げのある場合に限り、採択することができる。

（事業費決定前の応急仮工事の被災）

- 9 応急仮工事として施行した施設が事業費の決定前に被災した場合においては、当該応急仮工事の施行の必要性、時期、方法等を検討の上、当該応急仮工事に要した費用を当該被災部分に係る新たな工事の費用と合わせて採択することができる。

（排土の盛土転用）

- 10 排水路が埋塞した場合において、当該埋塞土砂の一部を盛土等として利用する場合の掘削土量は、要領第13の（1）の規定によりたい積土量の7割を基準として算定した土量から利用土量を差し引いたものとする。ただし、一定計画に基づいて復旧する場合の掘削土量については、原則として自然流下量を見込まないものとする。

（道路の路面）

- 11 要綱第2の5の（1）にいう「道路の路面」とは、砂利道にあつては、改良済みの場合は下層路盤に至らない部分をいい、上層、下層路盤の区別がない場合及び未改良道路の場合は30センチメートル程度に至らない部分をいう。

(河川の流心部)

- 12 流心部とは、複断面をなしている排水路の低水部又は複断面ではないが、おおむね流路が固定して次期出水においても移動することが考えられない部分をいう。

(波除護岸の採択)

- 13 要領第 15 の (2) のアの (ア) に規定する「波除護岸」の取扱いは、対岸距離 100 メートルを目安とし、築造材料、施工方法、立地条件及び法勾配等を勘案して必要やむを得ないと認められる場合とする。

(天然水路の被災)

- 14 要領第 14 の (1) のウに規定する「欠壊面の安定が期せられない場合」とは天然の水路が欠壊、法崩落等の被災を受けたため、その箇所が不安定で、そのまま放置すればますます被害が拡大する恐れがある場合とする。

(頭首工に洪水量の増大を考慮する場合の取扱い)

- 15 要領第 15 の (2) のイに規定する状況変化に伴って洪水吐等を新增設し、洪水量の増大を考慮することができる場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 洪水量の増大とは、当該施設の従前の対象洪水量の発生頻度を用いて、被災後の時点で算出した洪水量が従前の対象洪水量を上回る場合とする。

(2) 従前の対象洪水量の発生頻度が不明のときは、原施設の構造に応じ、次のとおり発生頻度があったものとして取扱うものとする。

| | | |
|---|--------------------|--------|
| ア | コンクリート堰又はこれに準ずる施設 | 1 / 30 |
| イ | 木工沈床又はこれに準ずる施設 | 1 / 20 |
| ウ | ブロック、蛇籠又はこれらに準ずる施設 | 1 / 10 |

(索道、軌道等運搬施設の取扱い)

- 16 索道、軌道等運搬施設について、有効幅員 1.20 メートル以上の道路に接続し、かつ、1 施設当たりの延長がおおむね 50 メートル以上に係るものは、農業用施設の災害復旧事業の対象とし、工種は道路として処理するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は適用除外とする。

(1) 索道、軌道等運搬施設における原動機小屋、制動機小屋、格納庫等附属施設のみに係る工事

(2) 軌道等運搬施設における運搬車両（索引車、荷台等）のみに係る工事

(3) 索道、軌道等運搬施設の綱索軌道又は支柱の甚しい腐朽により生じた災害に係る工事

(農地畦畔と農業用施設の護岸の取扱い)

- 17 農地に隣接する水路又は道路等の農業用施設が被災し、復旧工法として護岸工（土工等）を採用した場合の農地畦畔との取扱いについては、次の各号によるものとする。

なお、この取扱いは、法第 2 条第 8 項の分離施行困難又は不適當により申請された場合にも適用する。

(1) 農地が被災していない場合又は、農地の復旧補助申請のない場合の取扱い

ア 復旧護岸のみでは農業用施設の効用が維持できない場合は、農業用施設として必要最小限の工事を行うものとする。

イ 農業用施設の復旧工事の施工上、農地の安定が期せられない場合は、農業用施設として必要最小限の工事を行うものとする。

(2) 農地が被災し、復旧補助申請をする場合の取扱い

ア 被災した農業用施設の管理区分が明確なもの(台帳等により明らかな場合のほか、現況から農業用施設の区分のできる場合を含む。)については、それぞれの区分によるものとする。

イ 農業用施設の護岸工(土止工等)と農地の畦畔が兼用しているものについては、次によるものとする。

(ア) 水路と農地畦畔の場合は、水路天端(設計水深に余裕高を加えた高さ又は対岸の水路の天端)から耕地面までの高さの1/2より下部を水路とし、上部は農地とする。

(イ) 農道と農地畦畔の場合は、農道面から耕地面までの高さの1/2より下部が農道とし上部は農地とする。

(ウ) その他の農業用施設と農地畦畔の場合は、上記(ア)、(イ)に準じて取扱うものとする。

(水田養魚に供されている水田の扱い)

18 水田養魚とは原則として耕作の目的に供される状態で魚介類の養殖が行われるものをいうが、次に掲げる、地域の特性、魚介類の種類等から一時的に耕土を仮置き、養殖中のものは営農の範囲で水田の用に供し得るものとみなし、農地災害復旧事業として取扱うものとする。その範囲は、原形の畦畔天端から平均0.7メートル程度とする。

(1) 水田養殖のため畦畔を嵩上げした場合

① 土砂流入

Hまでの流入土砂及びHより上部の堆積土砂を耕土の対象とする。

② 畦畔復旧

貯留機能を考慮し現況畦畔高までとするが、復旧断面は原形畦畔天端巾で安定測法により造成される断面で復旧する。

(2) 水田養魚のため一時的には耕土を仮置きした場合

① 土砂流入

原形畦畔天端から上部の堆積土砂及び0.7メートルまでの流入土砂を耕土の対象とする。

② 畦畔復旧

原形畦畔天端巾で安定測法により造成される断面で復旧する。

(自然環境の保全に配慮した工法の取扱い)

19 要領第16にいう自然環境の保全に配慮した工法については、次の各号に掲げる場合のほか、別に定める基準により自然環境の保全に配慮した工法を採用することができる。

(1) 被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合

(2) 自然環境、歴史的風土、文化材等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合